期日:令和6年4月25日

時間:午後6時30分~

場所:美篶公民館第1、第2会議室

美篶公民館運営審議会

- 1 開 会
 - ・公民館長あいさつ
 - 委嘱書交付
 - 自己紹介
- 2 協議事項
 - (1) 正副会長の選出について

会 長 上原区長

副会長 育成会長

監 事 公民館主事

- ◇全委員の推薦により決定する。
 - (2) 令和6年度美篶公民館事業計画及び予算について
- ◇事務局説明概要及び報告
- ・今年度より童謡唱歌の講座名称を歌のつどいに変更としたい。
- ・今年度より従来通りの美篶公民館費を1戸あたり600円に戻す。
- ・昨年度より「芽と実」の読み聞かせの会の講座のスタッフが不足していることから、 他講座参加者へ呼びかけを行うものとする。
- 3 その他
 - ・ 各種書類の提出について

公民館運営審議会の仕組みと動き

社会教育法より抜粋

- 第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命する。
- 第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき 調査審議するものとする。
- 第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及 び社会教育の関係者並びに学識経験者のあるものの中から、市町村の教育委員会が委嘱 する。
- 2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の条例で定める。

伊那市公民館条例より抜粋

- 第4条 法第29条の規定により、各公民館に運営審議会(以下「審議会」という。)を 置く。
- 2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者のあるものの中から教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和6年度美篶公民館事業計画

1 基本方針

美篶公民館は愛称"美篶きらめき館"として開館して今年で17年目を迎えます。

時代とともに変わる人々の意識や複雑な社会環境の中で私たちは世の中の変容に即応した 知識や技術を習得することに迫られています。そこで美篶区民が暮らしに関わる共通の問題(生 活課題)、地域全体で考えていかなくてはならない問題(地域課題)、区民が持っている自己 実現に向けての学習要求(要求課題)を的確に把握することが必要であります。

これらの課題を具体的にとらえるには公民館利用者の声、学級・講座の参加者や学習活動を 実践している住民の声を聞いて共に考え、共に企画し、実践していくことが大切なことと考え られます。

このことを踏まえ、美篶公民館は、地域に密着した生涯学習の場として、諸団体や関係機関と連携を取りながら区民との協働をおこない、教養・文化の向上、スポーツ振興、健康増進などの公民館事業をとおして、暮らしの質を高め安心して暮らせる中で、心豊かな人間性のある地域づくりの拠点を目指します。

一方でここ数年、世界的に流行した新型コロナは、地域の社会教育活動に大きな影響をもたらしています。令和5年5月には新型コロナの感染法での扱いが5類相当となりましたが、地

域名での活動が滞っています。美篶地区内での社会教育活動が活発に行われるよう、美篶公民 館から積極的に取り組んでいきます。

2 諸会議

- (1) 公民館運営審議会(年2回予定)第1回4/25 第2回1/31
- (2)分館長会(年7回)
- (3) 分館長・主事会議(年1~2回)
- (4) クラブ代表者会(年1回)
- (5) スポーツ相談員会(年5回)
- (6) 社会体育施設運営委員会

3 学級及び講座

- (1) 女 性 教 室 (健康、家庭、人権などの社会問題について)
- (2) 家庭教育学級 (未就園児ご家庭向けの子育て広場や小学生対象読み聞かせ等)
- (3) 成 人 講 座 (健康、生きがい、趣味などを生かした学習・講座)
- (4) 高 齢 者 学 級 (高齢者の社会参画、歌のつどい、教室等)
- (5) 青 少 年 学 習 (親子青空教室・おいで塾・ランニング教室等、保育園児や 小学生と地域とのつながりを作る事業)
- (6) ふれあいスポーツ教室 (スポーツ推進委員会、スポーツ相談員会との共催事業)
- (7) デジタル化促進の講座 (高齢者向けのスマホ教室、モバイル公民館との連携)

4 体育文化事業

(1)場広山ハイキング	5月26日	(日)
(2) 二十歳のつどい	8月15日	(木)
(3) 美篶地区親睦ゴルフ大会	8月24日	(土)
(4) 防災スポーツフェスタ	9月 1日	(日)
(5) 市民駅伝参加	10月14日	(月)
(6) 地区文化祭	11月2日 (土)、3目(目)
(7) トリムバレーボール大会	2月16日	(日)

5 分館活動

分館活動は活力ある地域づくりを推進するための基本であり、自主的な文化・体育活動を 推進するために、密接な連携を保ちながらこれを支援していきます。

6 その他

- (1)公民館だよりの発行。
- (2) 各種グループ・サークルの育成・再編と住民要望にそった学習団体の組織化。
- (3) 社会教育団体、地域事業所等と積極的に交流し、各種事業の交流を図ります。

令和6年度 美篶公民館運営審議会名簿

	役職	4/25
1	美篶小学校校長	出
2	市議会議員	出
3	社会教育委員	欠
4	区長会	出
5	分館長会長	欠
6	JA上伊那理事	出
7	美篶小学校PTA会長	出
8	美篶青少年育成会長	出
9	スポーツ相談員会会長	出
事務局	美篶公民館長	出
事務局	美篶公民館主事	出